

事業系一般廃棄物処理手数料
(植木剪定材以外のもの) の改定について

答申

令和5年(2023年)5月

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

1 改定の経緯

鎌倉市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する一般廃棄物処理計画を策定し、事業系一般廃棄物を処理することとしており、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第28条の規定により、鎌倉市が事業系一般廃棄物を処理する場合の処理手数料を定めています。

鎌倉市ではこれまで、処理原価の変化、近隣市の処理手数料や家庭系一般廃棄物処理手数料との均衡、社会経済情勢などを考慮して、処理手数料の段階的な改定を行ってきました。

平成26年(2014年)10月の改定では、本審議会において事業系一般廃棄物を「植木剪定材」と「植木剪定材以外のもの」に分けて処理手数料を設定し、「植木剪定材以外のもの」については処理原価のおおむね3分の2程度である10kg当たり210円を妥当とする答申を行いました。

平成30年(2018年)1月の改定では、本審議会において、「植木剪定材以外のもの」については処理原価のおおむね70%に当たる250円を妥当とする答申を行いました。

令和3年(2021年)6月改定の第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画では、「事業系ごみの最適な資源化」を位置付け「昨今の資源化技術の発展を踏まえ、混合ごみそのまま処理が可能な手法について、処理の確実性や環境負荷の軽減、費用対効果等を踏まえて具体的な選定手続を行い、事業者への処理委託を進めます」としています。

鎌倉市では、事業を推進するため、令和4年(2022年)3月に鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託契約審査委員会を設置してプロポーザル方式による事業者選定を行い、その結果、乾式メタン発酵施設を有する事業者を選定し、令和4年(2022年)6月から令和9年(2027年)5月までの5年間の長期契約を締結しました。

以上のように、前回の改定から4年が経過し、処理方法も従前の焼却処理から資源化処理に変更されたことから、事業者のごみ処理に伴う適正な財政負担を求めるために、事業系一般廃棄物の処理手数料の改定について鎌倉市から諮問を受け本審議会において審議を行いました。

このたび、結論を得たため、答申を行うものです。

2 事業系一般廃棄物処理手数料の改定内容

平成 25 年（2013 年）4 月に環境省が作成した「一般廃棄物有料化の手引き（直近の改定は令和 4 年 3 月）」では、事業系一般廃棄物について「廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」とされています。

手数料の改定に当たっては、処理手法の妥当性が課題となります。市は、令和 4 年（2022 年）6 月から、乾式メタン発酵方式による資源化手法を選択しています。

これは、資源化技術の発展を踏まえ、混合ごみのまま処理可能な手法として、乾式メタン発酵方式の事業者を公募の上選定したもので、関東圏には 1 者のみであり、10 kg あたり 569 円とのことで名越クリーンセンターにおける焼却処理と比較して高額ですが、資源化を推進する観点から市の目指すものと合致しています。

なお、市によると、近年に焼却施設を建設した複数の自治体に処理原価を確認したところ、10 kg あたり 500 円前後との結果でした。名越クリーンセンターは老朽化が進んでいることから、市が今後どのような処理手法を選択したとしても現在よりも処理原価が高額となることも考えられます。

次に処理原価を踏まえた手数料額の設定について考察します。

市によると、焼却施設の老朽化等の課題を抱えている東京都の自治体について調べたところ、10 kg あたり 400 円を超える処理原価となっており、処理原価相当分を手数料として徴収している状況を確認したとのことでした。

東京都の自治体の事例は、全国的に見ても高額な処理手数料となっていますが、一方で最終処分場ひっ迫等の課題を抱え、事業系ごみの削減に効果を発揮しているとのことです。

鎌倉市においても、今後のごみ処理施策を進めるうえでごみの減量は最大の課題であり、事業者の処理責任の観点から処理原価相当分を徴収する考えもありますが、現時点では非常に高額となり、事業者の負担が過度になることから、これまでと同様に処理原価の 70% である 10 kg あたり 400 円とすることが妥当との結論に至りました。

なお、審議の過程において、市から、手数料の急激な値上げを緩和するため、現在「植木剪定材」と「それ以外のもの」に分けて設定しているものを一体化する考え方も示されましたが、処理原価が植木剪定材とそれ以外のものでは大きく乖離していることから、一体化しない方が実態に即した処理原価相当の処理手数料を設定できるため、今回の見直しでも一体化せずに

従来どおりとの結論に至りました。

また、先に申し述べたとおり、市においてはごみの減量が最大の課題であり、排出事業者には努力していただく必要がありますが、事業者だけの努力ではなく、市としても事業者が取り組みやすい環境を作ることが重要と考えます。これを踏まえて次のとおり留意事項を示します。

(1) 訪問指導によるごみの減量策の周知徹底

市にとってはごみの減量を図ることが重要であり、ごみの減量化を図ると事業者の料金負担も削減することから、今回の手数料改定を機に減量策を一層周知徹底することが重要です。その際、手数料の見直しと合わせて、今日的課題である食品ロスの削減や、温室効果ガスの抑制にもなる廃プラスチックの削減なども含めて訪問指導を行うなど、理解と協力を求める必要があると考えます。

(2) 生ごみの削減支援の拡充

令和3年度(2021年度)の組成調査では、事業系ごみの約35%が厨芥類であり、生ごみの削減支援を強化することにより事業者の負担を軽減することが重要です。

生ごみ処理機を普及させるためには、使い勝手の良い処理機の紹介が必要であるとともに、さらに小規模な機器を補助対象にするなど実態に即した制度拡充を図る必要があると考えます。

(3) 適正な排出方法の徹底

小規模な事業者には、一般家庭よりも少ないごみしか出ないところも多く、事業系ごみ手数料を高くすると家庭系ごみに混在して排出されるおそれがあります。

このため、少量排出事業者を対象とした処理手数料を設定するなど、事業系ごみを適正に処理することができる仕組みを構築する必要があると考えます。

また、多量に事業系ごみを排出する事業者に対しても手数料が高くなっても手数料の安い市町村へ流すことがないように、ごみの適正処理について周知する必要があると考えます。

(4) 事業系ごみの効率的な処理

令和4年(2022年)6月に事業系ごみを全量資源化するため、乾式メタン発酵施設を有する事業者と5年間の長期契約を締結し、安定的な処理体制を構築しています。しかし、今回の契約の際には、さらに近距離の処理先やより効率的に処理できる資源化先を模索して処理原価が減額できるよ

う市の努力を求めます。

3 改定時期

改定に当たっては、条例改正から事業者や市民に対して1年程度の十分な周知期間を考慮した上で、実施することが望ましいと考えます。

県内市町村及び多摩地区の事業系ごみ処理手数料（植木剪定材以外のもの）

1 県内市町村の状況

No.	自治体名	手数料*1	改定年月
1	横浜市	130 円	H. 13. 4
2	川崎市	150 円	H. 29. 4
3	相模原市	260 円	R. 2. 10
4	横須賀市	150 円	H. 21. 7
5	三浦市	150 円	H. 24. 7
6	鎌倉市	250 円	H. 30. 1
7	逗子市	250 円	H. 28. 10
8	葉山町	250 円	H. 25. 10
9	藤沢市	270 円	H. 30. 10
10	茅ヶ崎市	280 円	R. 4. 4
11	寒川町	280 円	R. 4. 4
12	平塚市	280 円	R. 2. 4
13	大磯町	240 円	R. 2. 4
14	二宮町	250 円	H. 20. 10
15	秦野市	220 円	H. 29. 3
16	伊勢原市	220 円	H. 29. 3
17	大和市	200 円	H. 15. 11
18	海老名市	250 円	H. 22. 7
19	座間市	250 円	H. 22. 7
20	綾瀬市	250 円	H. 22. 7
21	厚木市	250 円	H. 25. 4
22	愛川町	250 円	H. 25. 4
23	清川村	250 円	H. 25. 4
24	南足柄市	240 円	H. 23. 4
25	中井町	250 円	H. 26. 10
26	大井町	250 円	H. 26. 10
27	松田町	250 円	H. 26. 10
28	山北町	250 円	R. 2. 11
29	開成町	250 円	R. 2. 4
30	小田原市	250 円	H. 13. 4
31	箱根町	180 円	H. 29. 4
32	真鶴町	200 円	H. 20. 6
33	湯河原町	200 円	H. 20. 6

*1：10 キログラムあたりに換算

2 多摩地区の状況（同様の課題をもった地域）

No.	自治体名	手数料*1	改定年月
1	八王子市	350 円	H. 27. 4
2	立川市	400 円	H. 26. 11
3	武蔵野市	400 円	H. 25. 4
4	三鷹市	350 円	H. 25. 4
5	青梅市	300 円	H. 16. 10
6	府中市	420 円	H. 18. 4
7	昭島市	300 円	H. 16. 4
8	調布市	350 円	H. 25. 4
9	町田市	350 円	H. 27. 4
10	小金井市	420 円	R. 2. 4
11	小平市	240 円	H. 10. 4
12	日野市	420 円	H. 23. 4
13	東村山市	350 円	H. 20. 4
14	国分寺市	420 円	R. 2. 4
15	国立市	420 円	R. 2. 4
16	福生市	300 円	H. 16. 10
17	狛江市	420 円	H. 17. 10
18	東大和市	250 円	H. 20. 4
19	清瀬市	380 円	H. 21. 10
20	東久留米市	380 円	H. 17. 7
21	武蔵村山市	380 円	H. 21. 10
22	多摩市	350 円	H. 28. 10
23	稲城市	430 円	H. 16. 10
24	羽村市	300 円	H. 16. 10
25	あきる野市	400 円	H. 28. 4
26	西東京市	380 円	H. 21. 10
27	瑞穂町	300 円	H. 16. 10
28	日の出町	400 円	H. 28. 4
29	檜原村	400 円	H. 28. 4

*1：10 キログラムあたりに換算